(1) 公正証書作成手数料の補助

▶ 補助対象の費用 <上限 43.000円>

『強制執行認諾』の条項が記載された公正証書の作成手数料のうち、

【A.養育費分】

【B. 強制執行·交付送達分】

※ 離婚前・離婚後・未婚時に作成された公正証書が対象です。



公正証書を作成した翌日から6ヵ月以内(申請は離婚成立後・未婚時に限ります)



同時に手続きできます

申請の流れ

市に事前相談

(奈良市役所子ども育成課)

公正証書作成

(公証役場)

書類提出《交付申請》

(奈良市役所子ども育成課)

書類提出《実績報告》

(奈良市役所子ども育成課)

入金

必要な書類

□ 戸籍謄本 (離婚後・未婚の戸籍)

- ※ コピー可、発行から6ヵ月以内のもの
- ※ 申請者と該当の子が記載されているもの (親子が別戸籍の場合はそれぞれ必要)

□ 世帯全員の住民票の写し

- ※ コピー可、発行から6ヵ月以内のもの
- ※ 本籍、続柄の記載があるもの (マイナンバー不要)
- ※ 公簿などで確認できる場合、省略可

□ 養育費に係る公正証書作成手数料の領収書

□ 公正証書(原本)

※ 原本確認・申請に必要な部分をコピー した後、その場で返却します

□ 申請者名義の通帳など振込□座のわかるもの

※ 現在の氏のもの

□ その他 記入必要書類

- 奈良市養育費確保支援事業補助金交付申請書 (第1号様式)
- 個人情報の取り扱いについての同意書
- ・ 重要事項説明についての同意書
- 誓約書
- 補助事業等実績報告書(第4号様式)
- 奈良市養育費確保支援事業補助金交付請求書 (第2号様式)

